

熊本県福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施要領

(目的)

第1条 この要領は、熊本県福祉サービス第三者評価事業推進要綱第8の規定に基づき評価調査者養成研修等の実施内容及び実施方法等を定めることにより、評価調査者（候補者を含む。）が評価事務に必要な知識、技術を習得して、専門性かつ公正・中立性を確保することを目的とする。

(研修の種類)

第2条 第三者評価事業に関する研修は、評価調査者養成研修（以下「養成研修」という。）、評価調査者継続研修（以下「継続研修」という。）、更新時研修等とする。

(養成研修)

第3条 県は、評価調査者の候補者に対して、第三者評価事業の実施に必要な知識や技術等を習得させるため、養成研修を実施する。

2 養成研修のカリキュラムは、別表1のとおりとする。

(継続研修)

第4条 県は、評価調査者に対して、第三者評価を継続的に実施するために必要となる知識等の付与及び資質の向上を図るために、定期的に継続研修を実施する。

2 継続研修のカリキュラムは、別表2のとおりとする。

(更新時研修)

第5条 県は、必要に応じ、熊本県福祉サービス第三者評価機関認証等実施要領第6条第1項に規定する更新時研修を実施する。

2 更新時研修のカリキュラムは、別表3のとおりとする。

(その他研修等)

第6条 県は、必要に応じ、その他研修等を実施する。

(研修受講手続き)

第7条 県は、研修を実施する場合は、県ホームページ等により研修日程及び研修内容、費用負担等を記載した研修案内を公示する。

2 研修の受講手続きについては、別に定める。

(研修の実施)

第8条 研修の講師は、原則として、全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者研修を修了した者が行うものとする。

2 研修は、原則、講義形式により行うが、グループ演習及び事業所での実習を含めて実施することができるものとする。

- 3 受講者は、研修に係る実費を負担するものとする。
- 4 全国社会福祉協議会又は全国保育士養成協議会等が開催した評価調査者養成研修を受講した者については、別表1のカリキュラムにおける「基礎的研修課程I」の履修を免除することができる。
- 5 全国社会福祉協議会が実施する評価調査者継続研修を受講し修了した者については、修了証明書の提出をもって、本県の継続研修を修了したものとみなす。

(研修の修了)

- 第9条 受講者は、一回の研修の中で、定められたカリキュラムのすべてを履修しなければならない。ただし、災害等により交通手段が途絶した場合などやむを得ない事由により、研修の一部を受講できなかった場合には、その者の受講状況等を踏まえ、研修の修了について配慮することができるものとする。
- 2 養成研修については、講師は適宜に受講者の理解度を確認しながら講義を実施するものとする。

(評価調査者証の交付等)

- 第10条 県は、養成研修の修了者に、評価調査者証（別記第1号様式）を交付する。
- 2 継続研修の修了者に対しては、その者の評価調査者証に研修の種類と修了年月日を記載し、確認印を押印するものとする。

(研修の効果)

- 第11条 養成研修修了者に対して、本県における福祉サービス第三者評価事業の評価調査者としての資格を付与する。
- 2 養成研修修了者が、養成研修を修了した翌年度以降、2年の間に1度も継続研修を修了しなかった場合は、評価調査者の資格を失うものとする。

(評価調査者の業務経験及び資格要件追加の届出)

- 第12条 熊本県福祉サービス第三者評価機関認証基準（1）イに規定する評価調査者の要件a，bのうち、一方の要件を満たす者が、養成研修を修了した後、他方の要件を満たした場合は、届出によりこれを認めることとする。
- 2 要件の追加にあたっては、所属する評価機関を通じて、別記第2号様式により県に対し届出を行うこととする。なお、評価機関に所属していない評価調査者については、別記第3号様式により県に対し直接届出を行うことができることとする。
 - 3 評価機関において、評価調査者の業務経験及び資格要件の追加が必要と認められた場合には、届出によりこれを認めることとし、手続きについては第2項を準用する。
 - 4 県は、業務経験・資格要件証明書に記された実務経験期間において、評価調査者としての信頼性に欠く行為を行ったことが明らかになった場合は、評価調査者としての資格を取消することができる。

(その他)

第13条 この要領の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年3月3日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前の養成研修修了者は、改正後の要領第9条を適用するものとする。
ただし、平成18年度の養成研修修了者は、平成19年度の継続研修修了者とみなす。

附 則

この要領は、平成21年12月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年（2020年）11月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年（2021年）8月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年（2023年）7月24日から施行する。